

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文 } 省略</p> <p>第5章 } 省略</p> <p>第1節 } 省略</p> <p>第7節 } 省略</p> <p>第8節 自動車駐車場等の開発調整の手続 (第89条—<u>第97条</u>)</p> <p>第9節 } 省略</p> <p>第13節 } 省略</p> <p>第6章 } 省略</p> <p>付則 } 省略</p> <p>前文 省略</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 開発事業 宅地開発事業、建築物の用途変更(既存の建築物の用途を変更する行為のうち、変更後の用途が集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場となるものに限る。)、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地(寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものまたは墓地の区域もしくは墳墓を設ける区域の変更によるものを除く。)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する指定作業場のうち、同条例別表第2第6号のウエスト・スクラップ処理場もしくは第9号の材</p>	<p>目次</p> <p>前文 } 同左</p> <p>第5章 } 同左</p> <p>第1節 } 同左</p> <p>第7節 } 同左</p> <p>第8節 自動車駐車場等の開発調整の手続 (第89条—<u>第97条の2</u>)</p> <p>第9節 } 同左</p> <p>第13節 } 同左</p> <p>第6章 } 同左</p> <p>付則 } 同左</p> <p>前文 同左</p> <p>第1条 同左 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 開発事業 宅地開発事業、建築物の用途変更(既存の建築物の用途を変更する行為のうち、変更後の用途が集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場となるものに限る。)、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地を<u>設置する行為</u>(寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものまたは墓地の区域もしくは墳墓を設ける区域の変更によるものを除く。)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する指定作業場のうち、同条例別表第2第6号のウエスト・スクラップ処理場もしくは</p>

料置場または自動車駐車場を設置する行為
その他土地利用を著しく変更する行為で練
馬区規則(以下「規則」という。)で定めるも
のをいう。

(4) }
(8) } 省略

(9) }
(14) } 省略

第3条 省略

(まちづくりの計画)

第4条 区におけるまちづくりの計画は、法第18
条の2第1項の規定に基づき区の都市計画に関
する基本的な方針として定められた練馬区都
市計画マスタープランの全体構想および地域
別指針(以下「都市計画マスタープラン」とい
う。)のほか、つぎに掲げる計画等とする。

は第9号の材料置場、自動車駐車場を設置す
る行為、既存の自動車駐車場の形式を変更
し、もしくは路面の舗装工事をする行為また
はペット火葬施設等を設置する行為(ペット
火葬施設等の用に供する部分の床面積の変
更または開発区域の変更によるものを除き、
既存のペット火葬施設等に、当該ペット火葬
施設等が有しないペット火葬設備等を追加
するものを含む。)その他土地利用を著しく
変更する行為で練馬区規則(以下「規則」とい
う。)で定めるものをいう。

(4) }
(8) } 同左

(8)の2 ペット火葬施設等 犬、猫その他人に
飼育されていた動物(以下「ペット」という。)
の死体を火葬する設備を有する施設(以下
「ペット火葬施設」という。)、ペットの焼骨
を収蔵する設備を有する施設(以下「ペット
納骨施設」という。)、ペットの焼骨を埋蔵す
る設備を有する施設(以下「ペット埋葬施設」
という。)およびこれらの設備を併せ有する
施設をいう。

(8)の3 ペット火葬設備等 ペットの死体を
火葬する設備、ペットの焼骨を収蔵する設備
およびペットの焼骨を埋蔵する設備をいう。

(9) }
(14) } 同左

第3条 同左

(まちづくりの計画)

第4条 区におけるまちづくりの計画は、法第18
条の2第1項の規定に基づき区の都市計画に関
する基本的な方針として定められた練馬区都
市計画マスタープランの全体構想および地域
別指針(以下「都市計画マスタープラン」とい
う。)のほか、つぎに掲げる計画等とする。

- (1) } 省略
(4) }

(5) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに関する計画、指針、基準等のうち区長が指定するもの

2 省略

- 第 5 条 } 省略
第 49 条 }

(土地取引に係る標識の設置)

第 50 条 省略

(開発事業に係る届出等)

第 51 条 事業者は、開発区域の面積が 300 平方メートル以上の開発事業または次条第 1 項各号、第 61 条第 1 項各号もしくは第 89 条第 1 項第 1 号に規定する開発事業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2 省略

(大規模建築物に係る届出等)

第 52 条 省略

2 省略

3 省略

(大規模建築物に係る標識の設置等)

第 53 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のいずれかに該当する日から第 59 条第

- (1) } 同左
(4) }

(5) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(平成 年 月練馬区条例 号) 第 13 条第 1 項に規定する郷土景観保全計画

(6) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに関する計画、指針、基準等のうち区長が指定するもの

2 同左

- 第 5 条 } 同左
第 49 条 }

(土地取引に係る標識の設置)

第 50 条 同左

2 権利取得者は、前項の規定により標識を設置したときは、当該標識を設置した日から起算して 5 日以内に区長に届け出なければならない。

(開発事業に係る届出等)

第 51 条 事業者は、開発区域の面積が 300 平方メートル以上の開発事業または次条第 1 項各号、第 61 条第 1 項各号、第 89 条第 1 項第 1 号、第 2 号の 2もしくは第 5 号に規定する開発事業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2 同左

(大規模建築物に係る届出等)

第 52 条 同左

2 同左

3 同左

4 事業者は、第 1 項の規定による届出後に事業計画を廃止するときは、遅滞なく区長に届け出なければならない。

(大規模建築物に係る標識の設置等)

第 53 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のうち最も早い日から第 59 条第 2 項の

2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

- (1) }
 - (4) }
- 省略

2 省略

(大規模建築物に係る説明会の開催等)

第 54 条 事業者は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日から起算して 15 日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民に対して、説明会を開催し、当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略

2 } 省略

4

第 55 条 } 省略

第 58 条 }

(大規模建築物の建築等に係る協定の締結等)

第 59 条 省略

2 省略

規定による事前協議終了の通知が当該事業者に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

- (1) }
 - (4) }
- 同左

(5) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項または練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例（平成 13 年 3 月練馬区条例第 22 号）第 4 条第 1 項に規定する新設に該当する集客施設および深夜営業集客施設については、同法第 7 条第 1 項または同条例第 6 条第 1 項の規定による説明会の開催の前

2 同左

(大規模建築物に係る説明会の開催等)

第 54 条 事業者は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日から起算して 15 日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民に対して、説明会を開催し、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

- (1) 同左
- (2) 同左

2 } 同左

4

第 55 条 } 同左

第 58 条 }

(大規模建築物の建築等に係る協定の締結等)

第 59 条 同左

2 同左

3 事業者は、建築基準法、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例その他開発事業に関す

(大規模建築物の事業計画変更の申請等)

第 60 条 省略

2 区長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

(特定用途建築物に係る届出等)

第 61 条 省略

- 2 省略
- 3 省略

(特定用途建築物に係る標識の設置等)

第 62 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のいずれかに該当する日から第 68 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者へ到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標

る法令または条例に基づく申請、届出等を行う前に事前協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(大規模建築物の事業計画変更の申請等)

第 60 条 同左

2 事業者は、前条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、変更の内容等を記載した書面により区長に申請し、協議しなければならない。

3 区長は、前 2 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

4 区長および事業者は、第 2 項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない。

5 区長は、第 2 項の規定による協議が終了したときは、協議が終了した旨を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を作成し、事業者へ通知するとともに、これを公表しなければならない。

(特定用途建築物に係る届出等)

第 61 条 同左

- 2 同左
- 3 同左

4 事業者は、第 1 項の規定による届出後に事業計画を廃止するときは、遅滞なく区長に届け出なければならない。

(特定用途建築物に係る標識の設置等)

第 62 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のうち最も早い日から第 68 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者へ到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を

識を設置しなければならない。

- (1) } 省略
(4) }

2 省略

(特定用途建築物に係る説明会の開催等)

第 63 条 事業者は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して 7 日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民から説明を求められたときは、説明会の開催等必要な措置を講じ、当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

(1) 第 61 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 5 号に規定する建築等 開発区域の境界線からの水平距離で 100 メートルの範囲内に第 1 種低層住居専用地域が存する場合は当該開発区域の境界線からの水平距離で 100 メートル、第 1 種低層住居専用地域が存しない場合は当該開発区域の境界線からの水平距離で当該建築物の高さの 2 倍の範囲

(2) 第 61 条第 1 項第 3 号に規定する建築 開発区域の境界線からの水平距離で当該建築物の高さの 2 倍の範囲

設置しなければならない。

- (1) } 同左
(4) }

(5) 練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第 4 条第 1 項に規定する新設に該当する集客施設については、同条例第 6 条第 1 項の規定による説明会の開催の前

2 同左

(特定用途建築物に係る説明会の開催等)

第 63 条 事業者(第 61 条第 1 項第 3 号に規定する建築をしようとする事業者に限る。)は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日から起算して 15 日以内に、開発区域の境界線からの水平距離で当該建築物の高さの 2 倍の範囲の近隣住民に対して、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

2 事業者(第 61 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 5 号に規定する建築等をしようとする事業者に限る。)は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して 7 日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民から説明を求められたときは、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および近隣住民に通知しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により説明を行ったときは、当該説明の内容について、同項各号で定める範囲の近隣住民と協議を行い、当該近隣住民の合意を得るように誠意をもって対応するとともに、当該近隣住民は、事業者の立場を尊重し、相互に合意が図れるよう努めなければならない。

(特定用途建築物に係る事前協議等)

第64条 事業者は、第62条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日を経過した後、または前条第1項の規定により説明を行ったときは、同条第3項の協議を行った後、つぎに定める事項を記載した書面により区長に申請し、建築等について協議しなければならない。

- (1) } 省略
(5)

2 省略

第65条 } 省略
第67条 }

(特定用途建築物の建築等に係る協定の締結等)

第68条 省略

2 省略

い。

(1) 開発区域の境界線からの水平距離で100メートルの範囲内に第1種低層住居専用地域が存する場合 当該開発区域の境界線からの水平距離で100メートルの範囲

(2) 開発区域の境界線からの水平距離で100メートルの範囲内に第1種低層住居専用地域が存しない場合 当該開発区域の境界線からの水平距離で当該建築物の高さの2倍の範囲

3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより区長および近隣住民に通知しなければならない。

4 事業者は、第1項または第2項の規定により説明を行ったときは、当該説明の内容について、第1項または第2項各号で定める範囲の近隣住民と協議を行い、当該近隣住民の合意を得るように誠意をもって対応するとともに、当該近隣住民は、事業者の立場を尊重し、相互に合意が図れるよう努めなければならない。

(特定用途建築物に係る事前協議等)

第64条 事業者は、第62条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日を経過した後、または前条第1項もしくは第2項の規定により説明を行ったときは、同条第4項の協議を行った後、つぎに定める事項を記載した書面により区長に申請し、建築等について協議しなければならない。

- (1) } 同左
(5)

2 同左

第65条 } 同左
第67条 }

(特定用途建築物の建築等に係る協定の締結等)

第68条 同左

2 同左

(特定用途建築物の事業計画変更の申請等)

第 69 条 省略

2 区長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

(宅地開発事業に係る届出等)

第 70 条 第 51 条第 1 項の規定による届出を行った事業者のうち、開発区域の面積が 500 平方メートル以上の宅地開発事業(第 52 条第 1 項各号、第 61 条第 1 項各号、第 80 条第 1 項および第 89 条第 1 項第 1 号に掲げる建築等で、開発行為に当たらないものを除く。)を行おうとするものは、当該宅地開発事業を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2 省略

3 省略

3 事業者は、建築基準法、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例その他開発事業に関する法令または条例に基づく申請、届出等を行う前に事前協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(特定用途建築物の事業計画変更の申請等)

第 69 条 同左

2 事業者は、前条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、変更の内容等を記載した書面により区長に申請し、協議しなければならない。

3 区長は、前 2 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

4 区長および事業者は、第 2 項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない。

5 区長は、第 2 項の規定による協議が終了したときは、変更協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(宅地開発事業に係る届出等)

第 70 条 第 51 条第 1 項の規定による届出を行った事業者のうち、開発区域の面積が 500 平方メートル以上の宅地開発事業(第 52 条第 1 項各号、第 61 条第 1 項各号、第 80 条第 1 項ならびに第 89 条第 1 項第 1 号および第 5 号に掲げる建築等で、開発行為に当たらないものを除く。)を行おうとするものは、当該宅地開発事業を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2 同左

3 同左

(宅地開発事業に係る標識の設置等)

第 71 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のいずれかに該当する日から第 77 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者_に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

- (1) } 省略
- (3) }

2 省略

(宅地開発事業に係る説明会の開催等)

第 72 条 事業者は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日から起算して 15 日以内に、開発区域に接する敷地の範囲の近隣住民(土地所有者を含む。)に対して、説明会の開催等必要な措置を講じ、当該宅地開発事業の計画および工事について説明しなければならない。

- 2 } 省略
- 4 }

第 73 条 } 省略

第 76 条 }

(宅地開発事業に係る協定の締結等)

第 77 条 省略

2 省略

4 事業者は、第 1 項の規定による届出後に事業計画を廃止するときは、遅滞なく区長に届け出なければならない。

(宅地開発事業に係る標識の設置等)

第 71 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、少なくともつぎの各号に掲げる日のうち最も早い日から第 77 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者_に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

- (1) } 同左
- (3) }

2 同左

(宅地開発事業に係る説明会の開催等)

第 72 条 事業者は、前条第 1 項の規定により標識を設置した日から起算して 15 日以内に、開発区域に接する敷地の範囲の近隣住民(土地所有者を含む。)に対して、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該宅地開発事業の計画および工事について説明しなければならない。

- 2 } 同左
- 4 }

第 73 条 } 同左

第 76 条 }

(宅地開発事業に係る協定の締結等)

第 77 条 同左

2 同左

3 事業者は、法、建築基準法、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例その他開発事業に関する法令または条例に基づく申請、届出等を行う前に事前協議終了通知書の交付を受けな

(宅地開発事業の事業計画変更の申請等)

第 78 条 省略

2 区長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

(宅地開発事業の特例)

第 79 条 第 70 条第 1 項の規定による届出をした事業者が行う宅地開発事業のうち、当該宅地開発事業の開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満のものについては、第 71 条、第 72 条、第 74 条、第 76 条および前条第 2 項に規定する手続等を省略することができる。

(墓地の設置に係る届出等)

第 80 条 省略

2 省略

3 省略

第 81 条 }
第 86 条 } 省略

なければならない。

(宅地開発事業の事業計画変更の申請等)

第 78 条 同左

2 事業者は、前条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、変更の内容等を記載した書面により区長に申請し、協議しなければならない。

3 区長は、前 2 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

4 区長および事業者は、第 2 項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない。

5 区長は、第 2 項の規定による協議が終了したときは、変更協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(宅地開発事業の特例)

第 79 条 第 70 条第 1 項の規定による届出をした事業者が行う宅地開発事業のうち、当該宅地開発事業の開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満のものについては、第 71 条、第 72 条、第 74 条、第 76 条および前条第 3 項に規定する手続等を省略することができる。

(墓地の設置に係る届出等)

第 80 条 同左

2 同左

3 同左

4 事業者は、第 1 項の規定による届出後に事業計画を廃止するときは、遅滞なく区長に届け出なければならない。

第 81 条 }
第 86 条 } 同左

(墓地の設置に係る協定の締結等)

第 87 条 省略

2 省略

(墓地の事業計画変更の申請等)

第 88 条 省略

2 区長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

(自動車駐車場等の設置に係る届出等)

第 89 条 第 51 条第 1 項の規定による届出を行った事業者のうち、つぎの各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者は、当該開発事業を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(墓地の設置に係る協定の締結等)

第 87 条 同左

2 同左

3 事業者は、墓地条例第 4 条第 1 項の規定に基づき申請を行う前に事前協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(墓地の事業計画変更の申請等)

第 88 条 同左

2 事業者は、前条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、変更の内容等を記載した書面により区長に申請し、協議しなければならない。

3 区長は、前 2 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

4 区長および事業者は、第 2 項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない。

5 区長は、第 2 項の規定による協議が終了したときは、変更協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(自動車駐車場等の設置等に係る届出等)

第 89 条 第 51 条第 1 項の規定による届出を行った事業者のうち、つぎの各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとするものは、当該開発事業を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(1) 同左

(2) 同左

(2)の 2 既存の自動車駐車場(自動車駐車場の用に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のものまたは開発区域の面積が 300 平方メートル以上のものに限る。)の

(3) 省略

(4) 省略

2 省略

3 省略

(自動車駐車場等の標識の設置等)

第 90 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、つぎの各号に掲げる施設に応じ、少なくとも当該各号に掲げるいずれかに該当する日から第 96 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者^に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(1) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する施設 つぎに掲げるいずれかの日

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 89 条の規定による申請の 30 日前

イ 建設等の工事の着手または当該施設の設置の 30 日前

(2) 前条第 1 項第 4 号に規定する施設 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第

形式を変更し、または路面の舗装工事をする行為

(3) 同左

(4) 同左

(5) ペット火葬施設等の設置

2 同左

3 同左

4 事業者は、第 1 項の規定による届出後に事業計画を廃止するときは、遅滞なく区長に届け出なければならない。

(自動車駐車場等の標識の設置等)

第 90 条 事業者は、前条第 1 項の規定による届出を行ったときは、つぎの各号に掲げる施設に応じ、少なくとも当該各号に掲げる日のうち最も早い日から第 96 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知が当該事業者^に到達する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(1) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する施設

ア 練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 5 条第 1 項の規定による標識の設置の 30 日前

イ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 5 条第 1 項の規定による標識の設置の 30 日前

ウ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請または同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類の提出の 60 日前

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 89 条の規定による届出の 30 日前

オ 建設等の工事の着手または当該施設の設置の 30 日前

(2) 前条第 1 項第 4 号および第 5 号に規定する施設

89条に規定する申請の40日前かつ当該施設の建設等の工事の着手または当該施設の設置の70日前

2 省略

(自動車駐車場等の設置に係る説明会の開催等)

第91条 事業者は、第89条第1項第1号から第3号までに規定する施設の設置にあつては、前条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日以内に、当該施設の開発区域の境界線からの水平距離で50メートルの範囲の近隣住民から説明を求められたときは、説明会の開催等必要な措置を講じ、当該施設の建設等の計画および工事について説明しなければならない

2 事業者は、第89条第1項第4号に規定する施設の設置にあつては、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、当該施設の開発区域の境界線からの水平距離で50メートルの範囲の近隣住民に対して、説明会を開催し、当該施設の建設等の計画および工事について説明しなければならない。

3 省略

4 省略

(自動車駐車場等の設置に係る事前協議等)

第92条 事業者は、第90条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日を経

ア 練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定による標識の設置の40日前

イ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定による標識の設置の40日前

ウ 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請または同法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類の提出の70日前

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第89条の規定による届出の40日前

オ 建設等の工事の着手または当該施設の設置の70日前

2 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る説明会の開催等)

第91条 事業者は、第89条第1項第1号から第3号までに規定する施設の設置等にあつては、前条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日以内に、当該施設の開発区域の境界線からの水平距離で50メートルの範囲の近隣住民から説明を求められたときは、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該施設の建設等の計画および工事について説明しなければならない

2 事業者は、第89条第1項第4号または第5号に規定する施設の設置にあつては、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、当該施設の開発区域の境界線からの水平距離で50メートルの範囲の近隣住民に対して、説明会を開催し、規則で定めるところにより当該施設の建設等の計画および工事について説明しなければならない。

3 同左

4 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る事前協議等)

第92条 事業者は、第90条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日を経

過した後、または前条第1項もしくは第2項の規定により説明会等を行ったときは同条第4項の協議を行った後、つぎに定める事項を記載した書面により区長に申請し、施設の設置について協議しなければならない。

- (1) }
(5) } 省略

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請書の概要を公表しなければならない。

(自動車駐車場等の設置に係る意見書の提出)

第93条 省略

(自動車駐車場等の設置に係る事前協議における指導)

第94条 区長は、第92条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて施設の設置に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

(自動車駐車場等の設置に係る意見書に対する見解書等)

第95条 省略

(自動車駐車場等の設置に係る協定の締結等)

第96条 省略

2 省略

過した後、または前条第1項もしくは第2項の規定により説明会等を行ったときは同条第4項の協議を行った後、つぎに定める事項を記載した書面により区長に申請し、施設の設置等について協議しなければならない。

- (1) }
(5) } 同左

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

(自動車駐車場等の設置等に係る意見書の提出)

第93条 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る事前協議における指導)

第94条 区長は、第92条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて施設の設置等に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

(自動車駐車場等の設置等に係る意見書に対する見解書等)

第95条 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る協定の締結等)

第96条 同左

2 同左

3 事業者は、建築基準法、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他開発事業に関する法令または条例に基づく申請、届出等を行う前に事前協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(自動車駐車場等の設置の事業計画変更の申請等)

第 97 条 省略

2 区長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

(あっせん)

第 98 条 区長は、つぎに掲げる場合において、あっせんを行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 第 89 条第 1 項第 4 号に規定するウエスト・スクラップ処理場であって、第 95 条第 3 項の規定による見解書の公表の日の翌日か

(自動車駐車場等の設置等の事業計画変更の申請等)

第 97 条 同左

2 事業者は、前条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、変更の内容等を記載した書面により区長に申請し、協議しなければならない。

3 区長は、前 2 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、事業者に近隣住民に対する説明会の開催を命じることができる。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

4 区長および事業者は、第 2 項の規定による協議が整ったときは、当該協議の内容を記載した書面を作成し、協定を締結しなければならない。

5 区長は、第 2 項の規定による協議が終了したときは、変更協議終了通知書を作成し、事業者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(自動車駐車場の開発調整の特例)

第 97 条の 2 第 89 条第 1 項の規定による届出をした事業者が行う自動車駐車場の設置等のうち、既存の自動車駐車場の床面積もしくは開発区域の面積の増加が既存の自動車駐車場の床面積もしくは開発区域の面積に 0.5 を乗じて得た面積未満のものまたは路面の舗装工事をするものについては、第 90 条、第 91 条、第 93 条、第 95 条および前条第 3 項に規定する手続等を省略することができる。

(あっせん)

第 98 条 区長は、つぎに掲げる場合において、あっせんを行うことができる。

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 第 89 条第 1 項第 4 号に規定するウエスト・スクラップ処理場または同項第 5 号に規定するペット火葬施設等であって、第 95 条

ら起算して7日以内に近隣住民および事業者の双方から当該ウエスト・スクラップ処理場に係る紛争の調整の申出があった場合

2 }
4 } 省略

第99条 }
第102条 } 省略

(開発事業に関する工事の施工等)

第103条 事業者は、開発事業に関する工事のうち規則で定めるもの(以下「開発事業に関する工事」という。)に着手したときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項に規定する開発事業に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

3 事業者は、第1項に規定する開発事業に関する工事を中断し、または廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出るとともに、安全上必要な措置を講じなければならない。

(開発事業に関する工事の検査等)

第104条 事業者は、前条第1項に規定する開発事業に関する工事について、規則で定めるところにより、区長が行う開発事業に関する工事の

第3項の規定による見解書の公表の日の翌日から起算して7日以内に近隣住民および事業者の双方から当該ウエスト・スクラップ処理場またはペット火葬施設等に係る紛争の調整の申出があった場合

2 }
4 } 同左

第99条 }
第102条 } 同左

(開発事業に関する工事の施工等)

第103条 事業者は、開発事業に関する工事に着手したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

2 事業者は、開発事業に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

3 事業者は、開発事業に関する工事を中断し、または廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出るとともに、安全上必要な措置を講じなければならない。

4 区長は、開発事業に関する工事が中断していると認められるとき、事前協議終了通知書の内容と異なる工事を施工していると認められるときその他開発事業に関する工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対して、開発事業に関する工事の施工に係る状況について、報告を求めることができる。

(開発事業に関する工事の検査等)

第104条 事業者は、開発事業に関する工事について、規則で定めるところにより、区長が行う開発事業に関する工事の施工中の検査および

施工中の検査および開発事業に関する工事の完了の検査(以下「完了検査」という。)を受けなければならない。

2 省略

3 省略

(公共施設および公益的施設の管理)

第105条 開発事業に係る公共施設および公益的施設は、完了検査終了通知書を送付した日(法第29条に基づく開発許可を要する開発事業にあつては、法第36条第3項の規定による公告の日とする。)の翌日から区の管理に属するものとする。ただし、法律に定めのあるものまたは第59条第1項、第68条第1項、第77条第1項、第87条第1項もしくは第96条第1項の規定に基づき締結した協定により別に定めのあるものについては、この限りでない。

第106条 }
第113条 } 省略

第114条 省略

第115条 省略

開発事業に関する工事の完了の検査(以下「完了検査」という。)を受けなければならない。

2 同左

3 同左

(公共施設および公益的施設の管理等)

第105条 開発事業に係る公共施設および公益的施設は、完了検査終了通知書を送付した日(法第29条に基づく開発許可を要する開発事業にあつては、法第36条第3項の規定による公告の日とする。)の翌日から区の管理に属するものとする。ただし、法律に定めのあるものまたは第59条第1項、第60条第4項、第68条第1項、第69条第4項、第77条第1項、第78条第4項、第87条第1項、第88条第4項、第96条第1項もしくは第97条第4項の規定に基づき締結した協定により別に定めのあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、開発事業に係る公共施設および公益的施設の用に供する土地の帰属に準用する。

第106条 }
第113条 } 同左

(ペット火葬施設等の基準)

第113条の2 事業者は、第89条第1項第5号に規定するペット火葬施設等のうち、ペット火葬施設、建築物内に設置するペット納骨施設またはこれらを併せ有する施設の設置を行うときは、別表第7に定める基準に従わなければならない。

2 事業者は、第89条第1項第5号に規定するペット火葬施設等のうち、ペット埋葬施設または建築物外に設置するペット納骨施設の設置を行うときは、別表第8に定める基準に従わなければならない。

第114条 同左

第115条 同左

(道路の幅員)

第 116 条 省略

2 前項の規定にかかわらず、開発区域内に配置される道路がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める幅員とすることができる。

- (1) 省略
- (2) 省略

(袋路状道路の技術的細目)

第 117 条 令第 29 条の 2 第 1 項第 12 号の規定に基づき、開発区域内に配置される道路を袋路状道路(一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。)にすることは、つぎの各号のいずれかに定める幅員としなければならない。この場合において、当該配置される道路が既存の袋路状道路(以下「既存袋路状道路」という。)に接続する場合には、当該配置される道路の延長に、当該既存袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を加えたものを延長とする。

- (1) } 省略
- (4) }

第 118 条 } 省略
第 138 条 }

(適用除外)

第 139 条 つぎに掲げる開発事業については、第 5 章第 2 節から第 13 節までの規定(第 2 号に規定する開発事業については、第 51 条を除く。)は、適用しない。

- (1) 省略
- (2) 省略

(道路の幅員)

第 116 条 同左

2 前項の規定にかかわらず、開発区域内に配置される道路がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める幅員とすることができる。この場合において、当該配置される道路が既存の袋路状道路(一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。)に接続する場合には、当該配置される道路の延長に、当該既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を加えたものを延長とする。

- (1) 同左
- (2) 同左

(袋路状道路の技術的細目)

第 117 条 令第 29 条の 2 第 1 項第 12 号の規定に基づき、開発区域内に配置される道路を袋路状道路にするときは、つぎの各号のいずれかに定める幅員としなければならない。この場合において、当該配置される道路が既存の袋路状道路に接続する場合には、当該配置される道路の延長に、当該既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を加えたものを延長とする。

- (1) } 同左
- (4) }

第 118 条 } 同左
第 138 条 }

(適用除外)

第 139 条 つぎに掲げる開発事業については、第 5 章第 2 節から第 13 節までの規定(第 2 号に規定する開発事業については、第 51 条を除く。)は、適用しない。

- (1) 同左
- (2) 同左

(3) 建築基準法第 85 条第 4 項の規定による仮設建築物の建築

(4) 省略

(5) 省略

第 140 条 省略

(一団の土地における開発事業)

第 141 条 同一敷地で一体として利用されていた土地および土地所有者等が同一であった土地または隣接した土地において同一の土地所有者等もしくは事業者が、同時にもしくは継続して 2 年以内に行う開発事業であって、当該開発事業が一体として土地を利用していると認められる土地を開発するときは、これらの開発事業は 1 の開発事業とみなし、この条例を適用するものとする。

第 142 条 } 省略

第 144 条

(開発事業に関する工事着手等の制限)

第 145 条 省略

2 省略

(3) 建築基準法第 85 条第 5 項の規定による仮設建築物の建築

(4) 同左

(5) 同左

第 140 条 同左

(一団の土地における開発事業)

第 141 条 つぎの各号のいずれかに該当するときは、それぞれ 1 の開発事業とみなし、この条例を適用する。

(1) 同一敷地で一体として利用していた土地および土地所有者等が同一であった土地の一部または全部において行う開発事業であるとき。

(2) 隣接した土地において、同一の土地所有者等または事業者が、同時にまたは継続して 2 年以内に行う開発事業であるとき。

(3) 隣接した土地において、異なる土地所有者等または事業者が、同時にまたは継続して 2 年以内に行う開発事業であって、当該開発事業が一体として土地を利用していると認められるとき。

第 142 条 } 同左

第 144 条

(開発事業に関する工事着手等の制限)

第 145 条 同左

2 同左

3 事業者等（第 60 条第 2 項、第 69 条第 2 項、第 78 条第 2 項、第 88 条第 2 項または第 97 条第 2 項の規定による申請をした事業者等に限る。以下次項において同じ。）は、第 60 条第 4 項、第 69 条第 4 項、第 78 条第 4 項、第 88 条第 4 項または第 97 条第 4 項に規定する協定を締結した日以後でなければ、開発事業に関する工事に着手してはならない。

4 事業者等は、第 60 条第 5 項、第 69 条第 5 項、第 78 条第 5 項、第 88 条第 5 項または第 97 条第 5 項の規定による変更協議終了の通知を受け

(工事の停止、中止等の勧告)

第 146 条 区長は、事業者等がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて開発事業に関する工事の停止、中止その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 省略

(2) 偽りその他不正の手段により、第 59 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 77 条第 2 項、第 87 条第 2 項または第 96 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けたとき。

(3) 第 59 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 77 条第 2 項、第 87 条第 2 項または第 96 条第 2 項に規定する事前協議終了通知書の内容と異なる工事に着手したとき。

(4) 第 59 条第 1 項、第 68 条第 1 項、第 77 条第 1 項、第 87 条第 1 項または第 96 条第 1 項に規定する協定の内容と異なる工事をしたとき。

(5) 前条第 1 項の規定に違反して工事に着手したとき。

(6) 前条第 2 項の規定に違反して工事に着手したとき。

た日以後でなければ、開発事業に関する工事に着手してはならない。

(工事の停止、中止等の勧告)

第 146 条 区長は、事業者等がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて開発事業に関する工事の停止、中止その他必要な措置を講じることを勧告することができる。

(1) 同左

(2) 偽りその他不正の手段により、第 59 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 77 条第 2 項、第 87 条第 2 項もしくは第 96 条第 2 項の規定による事前協議終了の通知を受けたときまたは第 60 条第 5 項、第 69 条第 5 項、第 78 条第 5 項、第 88 条第 5 項もしくは第 97 条第 5 項の規定による変更協議終了の通知を受けたとき。

(3) 第 59 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 77 条第 2 項、第 87 条第 2 項もしくは第 96 条第 2 項に規定する事前協議終了通知書または第 60 条第 5 項、第 69 条第 5 項、第 78 条第 5 項、第 88 条第 5 項もしくは第 97 条第 5 項に規定する変更協議終了通知書の内容と異なる工事に着手したとき。

(4) 第 59 条第 1 項、第 68 条第 1 項、第 77 条第 1 項、第 87 条第 1 項もしくは第 96 条第 1 項に規定する協定または第 60 条第 4 項、第 69 条第 4 項、第 78 条第 4 項、第 88 条第 4 項もしくは第 97 条第 4 項に規定する協定の内容と異なる工事に着手したとき。

(5) 前条第 1 項または第 3 項の規定に違反して工事に着手したとき。

(6) 前条第 2 項または第 4 項の規定に違反して工事に着手したとき。

(7) 第 51 条第 1 項の規定による届出をせずに工事に着手したとき(第 5 章第 4 節から第 8 節までの規定の適用がない開発事業に限る。)。

(是正命令)

第 147 条 区長は、前条の規定(第 4 号および第 5 号を除く。)による勧告を受けた事業者等が当該勧告に従わないときは、当該事業者等に対し、開発事業に関する工事の停止もしくは中止を命じ、または相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講じることを命じることができる。

2 省略

(公表)

第 148 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する事業者等の氏名または名称、違反の事実その他の事項を、規則で定めるところにより、公表することができる。

(1) 第 146 条に規定する勧告に従わない事業者等(同条第 1 号、第 3 号または第 6 号に該当する場合を除く。)

(2) 前条第 1 項に規定する命令に従わない事業者等

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者等にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 149 条

第 153 条

付 則

省略

} 省略

2 区長は、権利取得者が第 49 条第 1 項または第 50 条第 1 項の規定に違反しているときは、当該権利取得者に対し、期限を定めて届出、標識の設置その他必要な措置を講じることを勧告することができる。

(是正命令)

第 147 条 区長は、前条第 1 項の規定(第 4 号、第 5 号および第 7 号を除く。)による勧告を受けた事業者等が当該勧告に従わないときは、当該事業者等に対し、開発事業に関する工事の停止もしくは中止を命じ、または相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講じることを命じることができる。

2 同左

(公表)

第 148 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する事業者等または権利取得者の氏名または名称、違反の事実その他の事項を、規則で定めるところにより、公表することができる。

(1) 第 146 条の規定による勧告に従わない事業者等または権利取得者(同条第 1 項第 1 号から第 3 号までまたは第 6 号に該当する場合を除く。)

(2) 前条第 1 項の規定による命令に従わない事業者等

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者等または権利取得者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 149 条

第 153 条

付 則

同左

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、

第 4 号のつぎに 1 号を加える改正規定および別表第 2 開発区域内の緑化の項の改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区まちづくり条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以降に、第 52 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 80 条第 1 項または第 89 条第 1 項の規定による届出をする開発事業について適用し、施行日前にこの条例による改正前の練馬区まちづくり条例第 52 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 80 条第 1 項または第 89 条第 1 項の規定による届出をする開発事業については、なお従前の例による。

別表第1(第108条、第121条関係) 公共施設および公益的施設の整備の基準

種別	基準
道路 開発区域内道路	<p>開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業については、開発区域内に配置される道路をつぎに掲げる基準に従い、整備すること。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 開発区域内に配置される袋路状道路は、つぎのいずれかに定める幅員とすること。 この場合において、当該配置される道路が既存袋路状道路に接続する場合には、当該配置される道路の延長に、当該既存袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を加えたものを延長とすること。 ア } 省略 エ } (4) 省略</p>
開発区域に接する道路	<p>1 省略</p> <p>2 前項各号に掲げる開発区域に接する道路の構造等については、規則で定める基準に従い、整備すること。</p>
公園等	省略
街路灯	省略
公益的施設	省略
地域コミュニティへの配慮	省略

別表第2(第109条関係) 宅地の整備の基準

種別	基準
建築物の敷地面積の最低限度	省略
開発区域内の緑化	<p>みどりを保護し回復する条例(昭和52年3月練馬区条例第1号)第26条第1項に定めるところにより、緑化の推進に関する計画を提出すること。</p>
雨水流出抑制施設	<p>開発区域の面積が500平方メートル以上(規則で定める事業者が行う開発事業にあって</p>

別表第1(第108条、第121条関係) 公共施設および公益的施設の整備の基準

種別	基準
道路 開発区域内道路	<p>開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業については、開発区域内に配置される道路をつぎに掲げる基準に従い、整備すること。</p> <p>(1) 同左 (2) 同左 (3) 開発区域内に配置される袋路状道路は、つぎのいずれかに定める幅員とすること。 この場合において、当該配置される道路が既存の袋路状道路に接続する場合には、当該配置される道路の延長に、当該既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を加えたものを延長とすること。 ア } 同左 エ } (4) 同左</p>
開発区域に接する道路	<p>1 同左 2 前項に規定する開発区域に接する道路が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈折する箇所に設けるすみきりについては、規則で定める基準に従い、整備すること。 3 前2項に規定する開発区域に接する道路の構造等については、規則で定める基準に従い、整備すること。</p>
公園等	同左
街路灯	同左
公益的施設	同左
地域コミュニティへの配慮	同左

別表第2(第109条関係) 宅地の整備の基準

種別	基準
建築物の敷地面積の最低限度	同左
開発区域内の緑化	<p>みどりを愛し守りはぐくむ条例第31条第1項の規定に基づく協議が終了していること。</p>
雨水流出抑制施設	<p>開発区域の面積が500平方メートル以上(規則で定める事業者が行う開発事業にあって</p>

	は、開発区域の面積が300平方メートル以上とする。)の開発事業については、規則で定めるところにより、設置の計画を提出すること。
廃棄物保管場所等	省略
集積所	省略

別表第3(第110条関係) 墓地の基準

種別	基準
道路の基準	省略
駐車施設	省略
開発区域内の緑化等	1 省略 2 省略 3 前2項の規定により設置する緑地の面積の合計が、みどりを保護し回復する条例およびみどりを保護し回復する条例施行規則(昭和52年9月練馬区規則第48号)で定める基準を満たす面積であること。

別表第4 省略

別表第5 省略

別表第6(第113条関係) 集客施設の基準

種別	基準
駐車施設	1 自動車駐車場は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第4条の経済産業大臣が定める指針で定める駐車場に係る事項に基づき設置すること。 2 省略 3 省略
廃棄物保管場所等	省略
歩行者の安全への配慮等	省略
周辺環境への配慮	省略

	は、開発区域の面積が300平方メートル以上とする。)の開発事業については、規則で定める設置基準に従い、設置の計画を提出すること。
廃棄物保管場所等	同左
集積所	同左

別表第3(第110条関係) 墓地の基準

種別	基準
道路の基準	同左
駐車施設	同左
開発区域内の緑化	1 同左 2 同左 3 削除

別表第4 同左

別表第5 同左

別表第6(第113条関係) 集客施設の基準

種別	基準
駐車施設	1 自動車駐車場は、大規模小売店舗立地法第4条の経済産業大臣が定める指針で定める駐車場に係る事項に基づき設置すること。 2 同左 3 同左
廃棄物保管場所等	同左
歩行者の安全への配慮等	同左
周辺環境への配慮	同左

別表第7(第113条の2条関係) ペット火葬施設または建築物内に設置するペット納骨施設の基準

種別	基準
施設に接する道路	施設の主要な出入口に面する道路は、幅員6メートル以上であること。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。
駐車施設	自動車駐車場は、規則で定める基準に従い、当該施設の敷地内に設置すること。ただし、区長が敷地内に設

	置したものと同等と認めるときおよび周辺の状況により特に必要がないときは、この限りでない。
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備ならびに再利用の対象となる物の保管場所は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。
焼却炉	<p>1 焼却炉は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定するところにより設置すること。</p> <p>2 焼却炉は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に適合する構造とすること。</p> <p>3 焼却炉は、建築物内に設置すること。</p> <p>4 焼却炉に係る建築物は、開発区域の境界から一定程度の距離を確保した位置に設置し、外部から容易に火葬等の作業が見通せないよう周囲に樹木等を設けること。</p>
周辺環境への配慮	規則で定める基準に従い、周辺の環境との調和を図ること。
管理に関する基準	規則で定めるところにより、管理に関する計画を提出すること。

別表第8(第113条の2関係) ペット埋葬施設または建築物外に設置するペット納骨施設の基準

種別	基準
施設に接する道路	施設の主要な出入口に面する道路は、幅員6メートル以上であること。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。
駐車施設	開発区域内に墳墓の区画数もしくは納骨室の個数またはこれらの合計数の3パーセント以上の駐車台数の自動車駐車場を設けること。ただし、区長が開発区域内に設置したものと同等と認めるときおよび周辺の状況により特に必要がないときは、この限りでない。
開発区域内の緑化	<p>1 開発区域内に当該開発区域の面積の15パーセント以上の緑地を設けること。</p> <p>2 開発区域の境界線に沿って幅員1メートル以上の緩衝緑地を設けるこ</p>

	と。
<u>構造設備の基準</u>	<u>構造設備の基準は、規則で定める基準によること。</u>
<u>埋葬の基準</u>	<u>ペット埋葬施設の墳墓に当該ペットの焼骨を埋蔵すること。</u>
<u>周辺環境への配慮</u>	<u>規則で定める基準に従い、周辺の環境との調和を図ること。</u>
<u>管理に関する基準</u>	<u>規則で定めるところにより、管理に関する計画を提出すること。</u>